

## 平成29年度第1回都市計画公聴会の 公述人の意見に対する大阪府の考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するものに対しての大阪府の考え方は、次のとおりです。

公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する大阪府の考え方
A	<p>今回の都市計画道路区域に5筆の土地を所有しております。</p> <p>まず、今回の計画の変更の前に、元々の本件の都市計画は昭和46年に決定したというふうに先日聞きました。しかしその当時は地区住民との話し合い、あるいは説明会等は無く決定したと、本年の7月27日の熊取町での説明会において担当者より確認しております。今回の計画変更につきまして、初めてそれを聞きまして非常に驚いております。</p> <p>また、当初の昭和46年の計画時に説明が無かったということに対しても、非常に憤りを感じております。</p> <p>私どもの医療法人は七山病院、精神科の病院ですけど病床数は640床それから介護老人保健施設アルディアの入所が62。その他グループホーム等の施設を運営しております。先ほどの5筆の土地に、これらの爽神堂の施設の水道設備を運営しております。この水道設備で井戸水を使いまして、飲料水その他生活用水全てをまかなっております。</p> <p>この水道設備は昭和46年以前からここでずっと継続して、井戸から水道を引いているわけです。</p> <p>現在、一日約1200人から1300人の入院患者さんあるいは入所の方、それから職員、外来患者さん等々の水を全てこの水道設備でまかなっております。</p> <p>今回この道路により、この水道設備が使えなくなるということになりましたら、これらの人達の水が、まかなえなくなってしまうということになりますので、今回の計画については断固反対させていただきます。</p> <p>まず昭和46年の時に何故説明が無かったのか。所有者の方にも全く連絡もありませんでした。これは熊取町のほうにも確認しております。先ずこれをはっきり説明していただきたいというふうに思いますので、</p> <p>今回この計画が変更になったという問題だけでなく、昭和46年当時の計画の決定自体に対しても、反対を申し上げるものです。以上です。</p>	<p>都市計画決定の手続きにつきましては、都市計画決定及び変更時の都市計画法に基づき適切に行っております。</p> <p>都市計画道路泉州山手線につきましては、今般、必要な車線数等を見直し、お示ししている案のとおり変更しようとするものですが、予定区域内にある水道設備につきましては、事業実施の際に、公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき、事業者として適切に対応することとなりますので、ご理解をお願いいたします。</p>